# 科研費

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 27 日現在

機関番号: 12601 研究種目:基盤研究(B) 研究期間:2012~2014

課題番号: 24330001

研究課題名(和文)立法システム改革の立法理学的基盤構築

研究課題名(英文)Legisprudential Foundation Building for the Legislative System Reform

#### 研究代表者

井上 達夫 (INOUE, TATSUO)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:30114383

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 13,700,000円

研究成果の概要(和文):本共同研究は、近年国際法哲学界において法哲学のパラダイム革新運動として台頭してきた「立法の法理学(legisprudence)」の問題関心・方法を発展させて、現在大きく動揺しつつある我が国の立法システムの問題点とその克服の方途を原理的次元にまで掘り下げて検討し、これまで法案作成実務研究や個別立法政策論が中心であった我が国の「立法術」的な「立法学」研究を、立法システム全般の規範的改革構想を提示するより十全な意味での「立法学」へと深化発展させることを通じて、立法システム改革の立法理学的基盤構築を試みた。

研究成果の概要(英文): Our research developed, both thematically and methodologically, the project of the new theoretical movement of 'legisprudence', which has come to the fore in the world of international legal philosophy in the past few years. We investigated deeply into the new urgent problems of our legislative system, which is now undergoing a profound change owing to the structural transformations of the Japanese political practice. We showed that the conventional legislation-studies focused on the routine process and techniques of bill-formation and the specific legislative policies cannot meet the challenges posed by these problems of structural change. Two advocate a more promising alternative, we developed the theoretical resources of 'legisprudence' and presented some philosophical guides for a normative conception of the comprehensive legislative system design, thereby building the 'legisprudential' foundation of the legislative system reform.

研究分野: 社会科学

キーワード: 法哲学・法理学 立法学 立法理学 公共性

#### 1.研究開始当初の背景

<学術的背景:国内的動向> かつて「立法 のイモビリズム」が語られた状況と打って変 わって、世紀の転換点以降、刑事訴訟法、会 社法、行政事件訴訟法など文字通りの「基本 法」の大規模改正を含む法改正や新規立法が 急速に進み、いままた債権法大改正をめぐっ て議論が高まっており、「立法の爆発」とで もいうべき事態が現出している。これは法案 作成に対する法制審議会、管轄官庁、内閣法 制局等による専門家的コントロールの影響 力の相対的低下という立法実務の基盤変動 とも結合している。この状況は「立法におけ る政治の優位の確立」ないし「立法の民主化 促進」として評価される面もある一方で、「無 責任なポピュリズムの跋扈」と危ぶまれる面 も孕んでいる。さらに、政権交代は立法過程 の更なる流動化をもたらすとともに、衆参ね じれ問題を深刻化させ、立法産出装置たる議 院内閣制の意思決定機能の混乱も招いてお り、この混乱は特に、東日本大震災・福島原 発事故が惹起した社会経済的危機への対応 において露呈した。このような状況において は、既存の法案作成実務の作業過程や技法の 記述を中心とし個別立法政策論議にも時に 立ち入るような従来の「立法学」的研究を超 えて、立法システム全般の構造的問題点を洗 い出し、それを抜本的に是正する立法システ ムの包括的な規範的改革構想の指針を探究 する学として立法学を深化発展させること が焦眉の課題として要請されている。

<**学術的背景:国際的動向>** 立法システム の機能不全は日本のみならず欧米先進諸国 にも広く見られ、立法システム改革への理論 的指針の提示が求められてきた。しかし、立 法に至る政治過程の実証分析は政治学が豊 富に提供してきたが、立法システム改革のた めの規範理論は十分発展させられてはこな かった。これは本来このような理論構築の役 割を果たすべき法哲学・法理論が、立法過程 を利益集団の角逐と妥協や権力抗争という 非合理な要因が支配する政治過程とみなし、 自らが貢献すべき原理原則に基づく理性的 議論の場を司法過程に求める司法中心主義 に支配されてきたことによる。しかし、近年、 国際的な法哲学界において、このような司法 中心主義を超えて「民主社会におけるより良 き立法」のための原理と制度構想の探究の発 展をめざす観点から法哲学・法理論のパラダ イム転換を図る学問運動が legisprudence と いう名称の下に組織化され台頭しつつある。 これは「立法 (legislation)」と「法理学 (jurisprudence)」という二つの言葉を結合 させた造語であり、「立法理学」という訳語 をあてたい。その主たる理論的淵源の一つは、 法と道徳の区別を、法の認識と評価との認識 論的区別としてではなく、法と区別さるべき 道徳とは次元を異にする政治道徳原理に基 づく規範的要請として捉える「規範的法実証 主義(normative positivism)」であり、特に、

道徳観が多元的に分裂する社会における秩序形成の正統性原理として民主的立法の司法に対する優位を説く Tom Campbell の「倫理的法実証主義 (ethical legal positivism)」や、Jeremy Waldron の「立法尊厳 (the dignity of legislation)」論の視座である。

「熟議民主主義 (deliberative democracy)」 や Jürgen Habermas の「法の手続的パラダ イム (das prozedurale Rechtsparadigma)」 も民主的法形成の活性化と改善を志向して いるが、これらは理性的議論による合意形成 の可能性への楽観的信頼に依存しているの に対し、規範的法実証主義は、Waldron の「政 治の情況 (the circumstances of politics)」 の概念が示すように、正義構想をめぐる対立 の解消不能な状況においてなお政治的決定 が不可欠である場合に、かかる決定とその産 物たる法の「正統性」がいかにして保障され うるかという、現実的に一層深刻であると同 時に、法哲学的にもソクラテス以来の「悪法 問題」に遡源する一層根源的な問題と真正面 から向き合っており、政治理念・政策の対立 の先鋭化が政治的意思決定の混乱を招いて いる日本を含む先進諸国の立法システムの 在り方を問い直すものとして、より大きな現 実的・理論的レレヴァンスをもつ。

#### 2.研究の目的

立法システム改革の立法理学的基盤構築という本共同研究の目的は、近年国際法哲学界において法哲学のパラダイム革新運動として台頭してきた「立法の法理学(legisprudence)」の問題関心・方法を発展させて、現在大きく動揺しつつある我が国の立法システムの問題点とその克服の方途を原理的次元にまで掘り下げて検討し、これまで法案作成実務研究や個別立法政策論が中心であった我が国の「立法術」的な「立法学」研究を、立法システム全般の規範的改革構想を提示するより十全な意味での「立法学」へと深化発展させることに存した。

#### 3.研究の方法

本研究は次の課題を遂行した。

立法理学の基礎理論の体系的発展と発 立法理学運動は、立法過程の重要性に法 哲学・法理論の関心を向けさせる上で大きな 貢献をしているが、その基礎理論はなお発展 途上にある。特に、民主的立法尊厳論は司法 中心主義への批判に重点を置くあまり、民主 的立法システムの積極的な制度改革構想を いまだ十分提示できておらず、かつ、司法が 民主的立法システム改革に果たしうる役割 を過少評価する傾向がある。立法過程改善の ための個別的議論は提示されているが、統治 **機構全体を視野にいれた体系的理論**は未だ 整備されていない。これらの欠陥を補いなが ら、多元的社会における立法システムの包括 的・原理的改革構想を発展させることが立法 理学の目下の焦眉の課題である。平成 23 年

度末終了の直近の科研費共同研究では**立法** の正統性保障・合理性保障・謙抑性保障という三つの側面からこの課題に接近する基礎研究を行ってきた。その成果を踏まえ、本共同研究では立法理学の基礎理論を体系的に整理統合する作業を行い、共著刊行に結実とせ、これを学術会議立法学分科会との合同シンポジウム等の場で更なる討議に付した。また、英語の諸論考作成のための研究作業を継続遂行し、その成果を IVR 世界大会や国際雑誌において共同研究者が分担して発表して国際的に発信した。

日本の立法システムの改革構想の提示 以上の基礎理論をベースにして、動揺・混乱 している日本の立法システムの構造改革の ための構想を提示した。欧米先進諸国の問題 状況も視野に入れながら、いまなお支配的影 響力をもつ Arend Lijphart の議会民主政比 較モデル等をも批判的に検討し、日本の議院 内閣制の改革にまで立ち入った立法システ ム改革の基本指針を示した。

#### 4. 研究成果

本研究では以下の二つの課題を設定し、それぞれの課題において下記に記すような成果を得た。

立法理学の基礎理論の体系的発展と発信 平成 23 年度末終了の直近の科研費共同研究 において設定された3課題(=立法の正統性 保障・合理性保障・謙抑性保障)の解明を通 じて得られた成果(=立法システムの包括的 改革構想についての一定の規範的指針・方向 付け)を踏まえ、本研究では立法理学の基礎 理論を、統治機構全体を視野に入れた体系的 理論へと整理統合する作業を行った。かかる 作業は具体的には、対抗的法理論の批判的検 討、立法思想史的資源の理論的再開発、民主 的立法と違憲審査制の関係の再検討、立憲民 主主義体制の規範的比較モデルの構築、とい うステップを経て行われた。その成果は平成 25 年度夏の第 26 回 IVR 世界大会にて英語論 考の形で発表されるに至った。

日本の立法システムの改革構想の提示 予備作業として、現在日本の立法システムの 問題点を摘出分析する作業を、協働関係にあ った日本学術会議立法学分科会の各委員、そ の他日本の立法システムと議会民主政の諸 問題に精通している多数の研究者の協力を 経て行った。その上で、上記の基礎理論を ベースにして、日本の立法システムの問題点 を克服するためのより具体的な改革構想を 検討した。その成果は、研究代表・井上を編 集代表とする立法学共同論集『立法学のフロ ンティア』(下記 5.参照)という形で公表さ れると同時に、同共同論集の成果を踏まえて の公開の場での討議たる、日本学術会議・学 術フォーラム(2014年7月開催。下記5.参 照)を通じても発信された。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## 〔雑誌論文〕(計5件)

- (1) <u>Inoue, Tatsuo</u>、"Miller's Two Souls: What Does Their 'Cohabitation' End in?"、 Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie、查読有、Beiheft 139、 2014、pp. 71-79
- (2) <u>Takikawa, Hirohide</u>、"Are Human Rights Forefeitable?"、 Archiv für Rechtsund Sozialphilosophie、查読有、Beiheft 139、2014、pp. 55-67
- (3) <u>吉永 圭</u>、19 世紀前半ドイツの立法思想 サヴィニーからベーゼラーへ、大東 文化大学法学研究所報、査読無、第 33 号、 2013、pp. 25-31
- (4) <u>安藤</u> <u>馨</u>、統治理論としての功利主義、 法哲学年報、査読有、2011 年号、2012、 pp. 47-63
- (5) <u>橋本 努</u>、法と公共性 立法過程における四段階の公共空間、法の理論、査読無、第 31 号、2012、pp. 57-77

#### 〔学会発表〕(計5件)

- (1) 横濱 竜也、議会主権の再生 規範的法 実証主義の立法理論、日本法哲学会学術 大会、2014 年 11 月 9 日、京都大学吉田 キャンパス (京都府・京都市)
- (2) <u>大屋 雄裕</u>、立法の品質保証と民主的正 統性、日本法哲学会学術大会、2014 年 11 月 9 日、京都大学吉田キャンパス(京都 府・京都市)
- (3) 松本 充郎、環境法における熟議 法的 政策サイクルにおける熟議の制度化 - 、 日本法哲学会学術大会、2014 年 11 月 8 日、京都大学吉田キャンパス(京都府・ 京都市)
- (4) Inoue, Tatsuo、Legitimacy, Justice and Critical Democracy、the 26th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy of the International Association for Philosophy of law and Social Philosophy、2013年7月21日~7月26日、at the Campus of the Federal University of Minas Gerais (Belo Horizonte, Brazil)
- (5) Ando, Kaoru、Divine Authority and Authority of Law、the 26th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy of the International Association for Philosophy of law and Social Philosophy、2013年7月21日~7月26日、at the Campus of the Federal University of Minas Gerais (Belo Horizonte, Brazil)

#### [図書](計5件)

(1) <u>井上 達夫</u>他、ナカニシヤ出版、『立法学 のフロンティア1 立法学の哲学的再編』 2014、328(i-iv, 3-19, 23-125, 150-191, 241-307)

- (2) <u>井上 達夫</u>他、ナカニシヤ出版、『立法学のフロンティア 2 立法システムの再構築』、2014、286 (i-iv, 216-280)
- (3) <u>井上 達夫</u>他、ナカニシヤ出版、『立法学 のフロンティア 3 立法実践の改革』、2014、298 (i-iv, 73-93)
- (4) <u>井上 達夫</u>、岩波書店、『普遍の再生 人 文書セレクション』、2014、314
- (5) <u>大屋 雄裕</u>、筑摩書房、『自由か、さもなくば幸福か? 二十一世紀の<あり得べき社会>を問う』、2014、238

〔産業財産権〕 なし

〔その他〕

シンポジウム:

学術フォーラム「立法システム改革と立法学の再編」(2014年7月6日、日本学術会議講堂、日本学術会議・法学委員会「立法学分科会」との共催)

6. 研究組織

(1)研究代表者

井上 達夫 (INOUE, Tatsuo)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号:30114383

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者

田島 正樹 (TAJIMA, Masaki)

千葉大学・文学部・教授 研究者番号:20147490

桂木 隆夫 (KATSURAGI, Takao)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号:70138535

石山 文彦(ISHIYAMA, Fumihiko)

中央大学・法学部・教授

研究者番号:80221761

大江 洋(OE, Hiroshi)

岡山大学・教育学研究科・教授

研究者番号:80308098

稲田 恭明 (INADA, Yasuaki)

東京大学・法学部・助手

研究者番号:50376381

橋本 努(HASHIMOTO, Tsutomu)

北海道大学・経済学研究科・教授

研究者番号:40281779

奥田 純一郎(OKUDA, Junichiro)

上智大学・法学部・教授

研究者番号:90349019

瀧川 裕英 (TAKIKAWA, Hirohide)

立教大学・法学部・教授 研究者番号:50251434

横濱 竜也 (YOKOHAMA, Tatsuya)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号:90552266

松本 充郎 (MATSUMOTO, Mitsuo)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号:70380300

谷口 功一(TANIGUSHI, Koichi)

首都大学東京・社会科学研究科・准教授

研究者番号:00404947

藤岡 大助 (FUJIOKA, Daisuke)

亜細亜大学・法学部・専任講師

研究者番号:90581083

大屋 雄裕 (OHYA, Takehiro)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号:00292813

井上 彰(INOUE, Akira)

立命館大学・先端総合学術研究科・准教授

研究者番号:80535097

神江 沙蘭 (KONOE, Sara)

関西大学・経済学部・准教授

研究者番号:90611921

郭 舜 (KAKU, Shun)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号:30431802

吉永 圭 (YOSHINAGA, Kei)

大東文化大学・法学部・准教授

研究者番号:10361453

安藤 馨 (ANDO, Kaoru)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号:20431885

米村 幸太郎 (YONEMURA, Kotaro)

横浜国立大学・国際社会科学研究院・准教授

研究者番号:00585185

(4)研究協力者

池田 弘乃 (IKEDA, Hirono)

山形大学・人文学部・専任講師

研究者番号:80637570

吉良 貴之 (KIRA, Takayuki) 宇都宮共和大学・シティライフ学部・専任講 師

研究者番号:50710919

浦山 聖子 (URAYAMA, Seiko) 成城大学・法学部・専任講師 研究者番号:70634640

平井 光貴(HIRAI, Mitsuki) 東京大学・法学政治学研究科総合法政専攻・ 博士後期課程